

福祉委員

～あなたのまちのしあわせ委員～



「とよおか買い物応援市」の運営ボランティアとして活躍する福祉委員
(豊岡地区)

 **社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会**

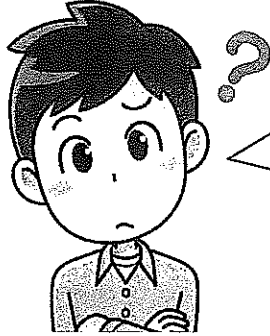
令和2年4月 改訂版

目 次

1 福祉委員の概要	
(1)福祉委員について	1
(2)地区福祉委員会について	3
2 見守り活動	
(1)「見守り活動」にご協力ください	4
3 サロン・居場所	
(1)「高齢者サロン」で楽しい仲間づくり	8
(2)はじめよう！「子育てサロン」	14
(3)「居場所」に行けば笑顔に会える	16
4 地域福祉活動	
(1) 地域福祉活動を進める「地区社協等」	18
(2)磐田市の“生活支援コーディネーター”	20
(3)せいかつ応援倶楽部	21
資料編	
(1)福祉委員設置要綱	22
(2)福祉委員会連絡協議会設置要綱	24

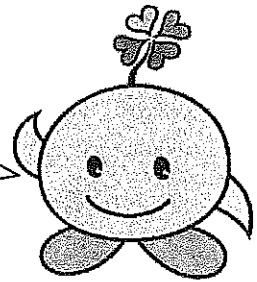
おしえて

位置付け



福祉委員ってどんな
位置付けの委員なの？

福祉委員は自治会の委員として、
地域福祉活動に携わることが基本
とされています。 [☞1ページ参照](#)



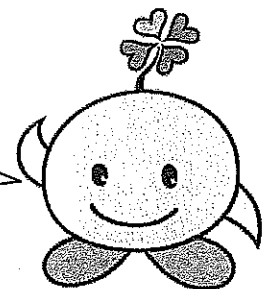
磐田市社会福祉協議会
マスコット
キャラクター **ふくびー**

活動

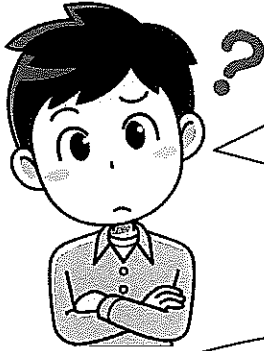
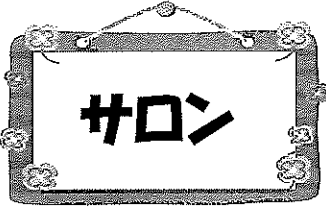


具体的にどんな
活動をするの？


「見守り活動」にご協力くだ
さい。 [☞4ページ参照](#)

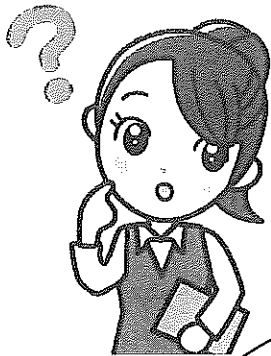
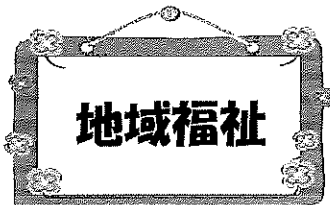
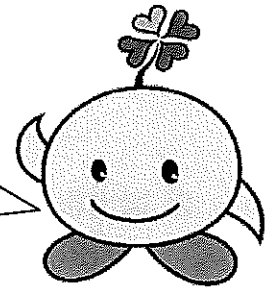


福祉委員




見守り活動の説明で「サロン」という言葉が出てきたけど、
どんな活動なの？

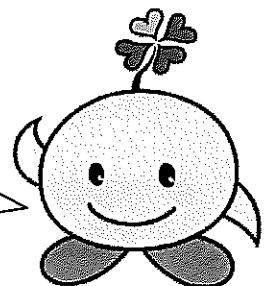
サロンは、地区単位又は自治会単位で
開催される地域ボランティアによる
支え合い活動です。  8ページ参



磐田市では、地域でどんな
福祉活動が行われているの？

地域では、住民主体の様々な
福祉活動が実施されています。

 18ページ参照



1 福祉委員の概要

(1) 福祉委員について

1 福祉委員の誕生と選出人数の推移

磐田市の「福祉委員」は、地域福祉の推進を図るために策定した「地域福祉活動計画」に地域福祉推進の担い手として位置付けられています。

平成20年度からは市内全域で選出されています。

年度	選出人数	選出自治会数
平成24年度	450人	301自治会
平成25年度	452人	302自治会
平成26年度	451人	300自治会
平成27年度	465人	301自治会
平成28年度	467人	302自治会
平成29年度	481人	303自治会
平成30年度	430人	303自治会
平成31年度	486人	297自治会
令和2年度	496人	302自治会

※集計基準日は4月1日時点

2 選出根拠

磐田市社会福祉協議会「地域福祉活動計画」及び「福祉委員設置要綱」による。

3 身 分

推薦者	自治会長
身分証明	市社協会長名で発行
任 期	基本2年（設置要綱規定）
選出基準	概ね100世帯に1人選出（設置要綱規定）

4 位置づけ

福祉委員は、自治会の委員として地域の福祉活動に携わることを基本とします。地区福祉委員会は、地区社協の構成団体として位置付けられます。

5 活 動

自治会役員、民生委員・児童委員（以降「民生委員」と表記）、ボランティア等と連携し、地域福祉推進のための活動を行います。活動中の怪我や事故には「ボランティア活動保険」が適用されます。市社協で一括加入しますので、保険料の個人負担はありません。

6 守秘義務

設置要綱規程に基づき、活動中に知り得た個人及び世帯の情報は、当事者の許可なく、関係者以外にもらしてはいけません。（退任後も同様。）

■ 「福祉委員」ってどんなことをするの？

福祉委員の役割は「見守り」「気付き」「つなげる」この3つです。お住いの「地域の福祉」に目を向け、日常の活動や生活の中で無理のない「さりげない見守り」をして、異変に「気付いた」場合は、同じ地域の民生委員などに「つなぎ」ます。

また、ちょっとした自分の「できること」を、地域福祉の充実のために活かしましょう。

地域で活躍中！福祉委員さんの姿



地域で活躍中！福祉委員さんの声

◇ 何気なく聞こえる、こんな「やりがい」

- 地域のつながり、人と人とのつながりの大切さを感じた。自治会、民生委員の協力がなければなかなか一人では活動が出来ませんでした。
- 福祉委員を私のような高齢者にできるかと思いましたが、大変勉強になる事が多かったです。
- 知りあいや仲間が増えて、地域とのつながりが強まりました。
- 福祉委員って何？という所から始まり約1年間関わらせていただき、知らないことばかりで勉強になりました。

(2) 地区福祉委員会について

1 地区福祉委員会とは

地区別に「福祉委員会」を編成し、定期的な連絡及び情報交換を行います。必要に応じて関係機関や団体の方へ出席を要請し、研修や連携づくりの場にもなります。

2 市社協職員の関わり

地区ごとの担当職員が以下の関わりをします。

・活動のサポート

活動の全般について相談に乗り、必要な助言、支援を行います。

・関係機関との連携づくり

関係機関や団体との橋渡しを行い、双方の“顔が見える”関係づくりをお手伝いします。〈例〉民生委員、行政、地域包括支援センター等

・新任福祉委員研修会（年1回）

新任福祉委員を対象に、福祉委員の役割や活動等に関する研修会を行います。

・福祉委員会連絡協議会（年3回）

各地区福祉委員会会長が出席し、情報交換、課題解決方法等を協議します。

3 各地区での研修会について

福祉に関する知識や技術のスキルアップのため、地区ごとでの研修会の実施をおすすめしています。福祉委員だけでなく、地区社協役員や民生委員、自治会役員の方々の参加も呼びかけ、交流を持ちながら学びあうこともできます。

【研修内容の例】

- ・福祉施設の職員や福祉ボランティア等に講話を依頼する。
（子育て・障がい者・高齢者等の福祉サービス、支援活動についての学習）
- ・地域包括支援センター職員から、高齢者支援について学ぶ。
- ・地区に住む障がい者から、日常生活の様子やコミュニケーション方法を学ぶ。
- ・福祉委員活動につながるテーマに沿ったグループワークを行う。



(1) 「見守り活動」にご協力ください

1 見守り活動の必要性

少子高齢化、核家族化、人口減少社会の進展により、地域のつながりが希薄化し、かつての地域社会だったら防げたかもしれない困りごとが増えています。とくに、ひとり暮らしの高齢者や孤立した家族、障がい者、外国人などが支援を必要としています。

孤立死

育児・介護の抱え込み

消費者被害

ひきこもり

虐待の増加

災害時に対応できない

認知症による徘徊

これらのトラブルを少しでも防ぐために、地域の実情に合わせた「見守り」活動が必要です。助け合いの仕組みづくり、平常時からの住民のつながりづくり、孤立しない地域づくりを進めることが求められています。

2 見守り活動の現状

(1) 地域で進められる見守り体制づくり

- ① **民生委員、自治会役員、福祉委員等の見守り・連携**
→地区単位、自治会単位で連携体制づくりが進んでいます。
- ② **サロン活動団体の増加**
→地域の仲間づくりが進むと、参加者・ボランティア等の「顔の見える関係」ができ、日頃の地域のつながりづくりに役立っています。
- ③ **シニアクラブの友愛訪問**
→相互に助け合い、励まし合い、共に生きがいを高めることを目的に、シニアクラブの会員同士の見守り、声かけが行われています。
- ④ **救急医療情報キット**
→キット配布をきっかけに、地域の見守り体制づくりが進められています。
→配布したキットのメンテナンス(点検)が、訪問機会にも繋がっています。
- ⑤ **避難行動要支援者の避難支援体制づくり**
→支援が必要な方の情報共有により、平常時からの見守り体制ができます。



(2) 官民一体となって進む見守り体制づくり

- ◎ **磐田市見守りネットワーク（磐田市安心地域支え合い体制づくり市民会議）**
→地域福祉に関係する団体（民生委員児童委員協議会、地域づくり協議会福祉部、地区社協、シニアクラブ、福祉委員会、市社協等）と、高齢者の日常生活に密着したサービスを提供している民間事業者（郵便、宅配、新聞配達、牛乳配達、金融機関等）が協力し合い、配達物が溜まっている等の異変に気付いた時は、地域包括支援センター等の相談窓口連絡して安否確認を行う仕組みです。

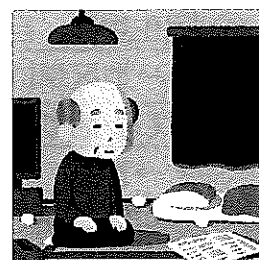
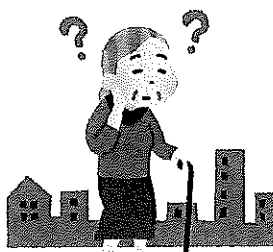
3 さりげない見守りで異変に気づく

日常の活動や生活の中で無理のない「さりげない見守り」を実施し、その中で「異変のサイン」に気付きましょう。

!!!「異変のサイン」とは？

	一目で分かる異変のサイン	少し会話するとわかる異変のサイン
● 個人 の 状 況	<input type="checkbox"/> 元気がなく外出の機会が減った人 <input type="checkbox"/> 最近、家にこもりがちの人 <input type="checkbox"/> 毎日同じ服や季節に合わない服、汚れた服を着ている人 <input type="checkbox"/> 不自然にひとりで歩いているのをよく見かける人	<input type="checkbox"/> 会話の中で同じ話を繰り返す人 <input type="checkbox"/> 転倒やつまずくなど、足が弱ってきていると言う人 <input type="checkbox"/> 「お金を貸してほしい」と言う人 <input type="checkbox"/> 「物を盗まれた」と何度も言う人 <input type="checkbox"/> 話の途中で急に泣き出す人
● 家 庭 の 状 態	<input type="checkbox"/> 洗濯物が何日も干したままの家 <input type="checkbox"/> 昼でも灯りが消えない、暗くなくても灯りがつかない家 <input type="checkbox"/> 窓、雨戸の開閉の様子がない家 <input type="checkbox"/> 新聞等が数日分溜まっている家 <input type="checkbox"/> ゴミが放置され、匂いがする家 <input type="checkbox"/> 子どもの泣き声がよくする家	<input type="checkbox"/> 災害時の避難に支援が必要な家族がいる家 <input type="checkbox"/> 夜に幼い子だけの時間が多い家 <input type="checkbox"/> 新しく引っ越してきて、近所付き合いのない家 <input type="checkbox"/> 家族だけで高齢者や障がい者を介護している家

★相手の生活に入り込み過ぎず、無理のない範囲でさりげなく見守りましょう。



4 異変のサインに気づいたら

福祉委員が地域で何らかの異変のサインに気づいたら、速やかに同じ地域の民生委員につないでください。民生委員は行政との「橋渡し役」として相談窓口につながり、安否確認や緊急対応等につながります。なお、相談窓口では、福祉委員や一般市民からの情報も広く受付します。情報提供者のプライバシーは守られます。

- ・高齢者に関する問題は…お近くの地域包括支援センター、市高齢者支援課
- ・障がい者に関する問題は…障害者相談支援センター、障害者虐待防止センター、市福祉課
- ・児童に関する問題は……児童相談所、市子ども未来課

★情報の取扱いについて

個人情報保護法では、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合には、通報に際し、本人の同意を得る必要はないとされています。また、通報された情報は厳守され、第三者に漏れることはありません。

ただし、見守りの中で知り得た個人情報は、個人のプライバシーに関わることなので、他の人に漏らさぬようにご協力をお願いします。これは、見守りを行わなくなった後も同様です。

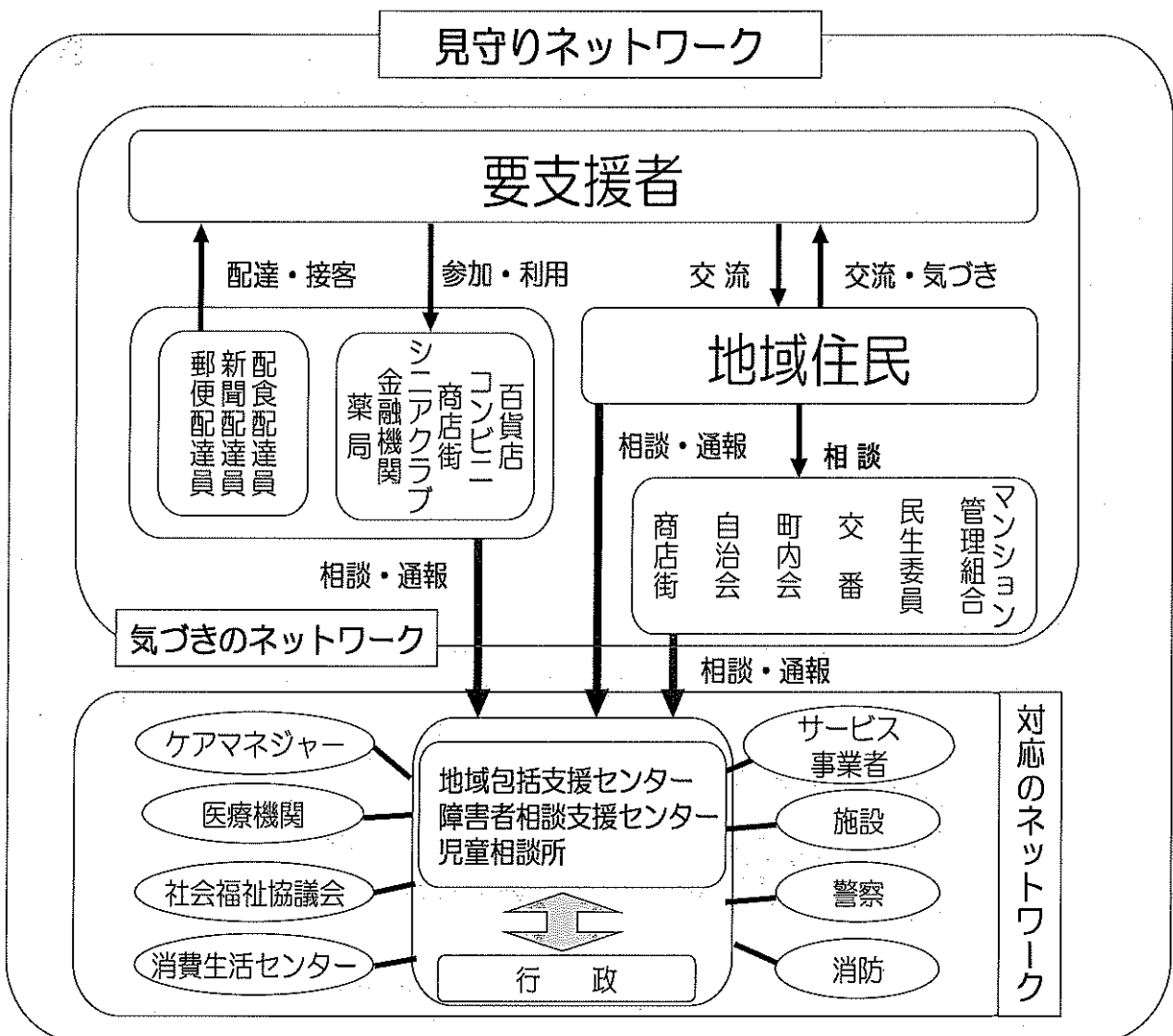
5 支援が必要な人を見守り・支え合う連携(ネットワーク)とは

【気づきのネットワーク】

地域での付き合いや、日常的な業務において、要支援者の“異変の前”を知っている人達（地域住民・民生委員・福祉委員・商店・新聞配達員など）が、普段との異変に気づいたときに、専門職（対応のネットワーク）へつなげることができる見守り活動。

【対応のネットワーク】

「気づきのネットワーク」から相談や通報を受けた、介護・医療・福祉等に関わる専門職が行政等と連携し、要支援者の状況に応じた支援やサービスの提供を行う活動。



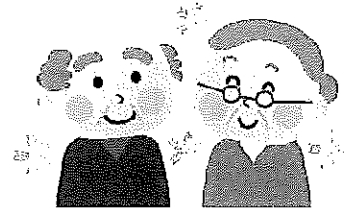
6 連携の成果について

- (1) 孤立死等の、最悪の事態を少しでも防ぐことができます。
- (2) 希薄になりがちな人間関係が改善され、地域の絆が深まります。
- (3) お年寄り等の会話の中から必要なニーズを発見し、地域包括支援センター等の専門機関や支え合い活動を行う地区社協につながられます。
- (4) 見守り対象者を取り囲むネットワークができあがり、“地域包括ケアシステム”構築を見据えた取組みにつながります。

市社協では、福祉委員の皆さんが、民生委員、自治会役員、ボランティア、その他関係する役員等と連携して、高齢者等の見守り活動ができるよう、活動の支援を行います。地域で暮らす中で支援が必要な方の自立を支えながら、孤立死等の緊急事態を未然に防ぐネットワークの確立を目指しています。



(1) 「高齢者サロン」で楽しい仲間づくり



1 高齢者サロンとは？

高齢者の閉じこもり予防・介護予防等を目的とし、地区単位又は自治会単位で交流センター、公会堂、老人憩いの家などを会場とし、概ね月1回以上行う地域のボランティアによる支え合い活動です。



2 どんな内容なの？

♪ 心や身体のリフレッシュ♪

『お茶のみ、おしゃべり』を基本に、季節の行事、指先の運動を兼ねた作品づくり、いすに座ったままできるゲーム、健康体操、昔懐かしい唱歌を歌う、誕生日会、子どもたちとのふれあい、屋外研修等、参加者の興味や関心に合わせて自由な考えでプログラムを作ることが出来ます。

♪ みんなが担い手♪

地域の福祉に関心のある方、自治会、民生委員、地区社協、福祉委員、シニアクラブ役員等、地域の福祉に関わっている方等・・・みんなが担い手です。

ボランティアだけが、セッティング！参加者はお客様！にならないように、ボランティアも参加者もみんなで協力 ♡「輪・話・和」♡ ご自身の介護予防にもつながります！

3 市社協の関わりは？

- ・ ボランティア活動保険、サロン参加者傷害保険の加入費を助成します。
- ・ 毎月開催の団体を対象とした活動費助成事業があります。
- ・ 年2回、ふれあいサロン活動団体の代表者連絡会を開催します。
- ・ 「サロンを作ってみたい、活動例について聞きたい」という方々のために、職員が出前説明会を行います。
- ・ 「年に1度は屋外研修を企画したい」という方々のために、マイクロバスの貸し出しをしています。運転は社協登録の運転ボランティアが行います。
- ・ 一芸ボランティアの紹介をします。（社協・各交流センター窓口で登録者、団体名簿を閲覧）
- ・ 地区社協活動との連携を支援します。
- ・ サロン指導員が団体からの要望に応じて活動日や運営者の打合せ等に訪問し、お話しやレクリエーションの提供・運営上の相談に応じます。



高齢者サロン【地区単位】グループ一覧

No.	地 区	グループ名	会 場
1	見 付	見付てまり会	見付交流センター
2	見 付	見附宿いっぶく処	見付宿いっぶく処
3	中 泉	いずみ	中泉交流センター・プラザ
4	中 泉	地区サロン もぐもぐ	カフェ モグモグ
5	南 (主に天童)	ほほえみ会	南交流センター
6	於 保	於保いきいきサロン	於保農村婦人の家
7	向 笠	向笠さつき会	向笠交流センター
8	岩 田	岩田れんげの会	岩田交流センター
9	西 貝	西貝陽だまりの会	西貝交流センター
10	御 厨	みくりや「なかよし会」	御厨交流センター
11	南御厨	南御厨てまり会	南御厨交流センター
12	田 原	田原かわせみの会	田原交流センター
13	今之浦	今之浦てまり会	今之浦記念館
14	大 藤	大藤みんなの会	大藤交流センター
15	福 田	鶴組ふれあいサロン	福田健康福祉会館 リフレU
16	福 田	亀組ふれあいサロン	福田健康福祉会館 リフレU
17	福 田	福の家茶のみ会	福の家
18	福 田	サロン中川通り	9の2番組公民館他
19	福 田	福田「歌声サロン」	福田中央交流センター
20	福 田 (福田中)	福田東ときめきサロン	1番組公会堂
21	福 田 (福田南)	ふくでみなみときめきサロン	福田南交流センター
22	福 田 (北部)	北部ふれあいサロン	福田農村環境改善センター
23	福 田 (福田中)	サロン歩会	六社神社 社務所・福田中央交流センター
24	福 田 (福田中)	新田ふれあいサロン	新田公民館
25	福 田 (西部)	於保・西南はつらつサロン	福田健康福祉会館 リフレU
26	竜 洋	いきいきサロンきらく会	竜洋体育センター 研修室
27	竜 洋	歌って元気!	ひまわりの郷
28	豊 田	生きがいデイ豊田	アミューズ豊田
29	豊 田	富岡地区サロン	富岡交流センター
30	豊 田	むすかりの会	豊田一空園
31	豊 岡	ほほえみサロン	虫生公会堂
32	豊 岡	豊岡生きがいサロン	豊岡南部会館
33	豊 岡	ほのぼのサロン	豊岡東交流センター
34	豊 岡	豊岡元気クラブ	磐田市商工会豊岡支所 研修室
35	豊 岡	うたごえ広場とよおか	磐田市商工会豊岡支所 研修室
36	豊 岡	とよおか健康体操の会	上神増公会堂

高齢者サロン【自治会単位】グループ一覧

No.	地区		自治会名	グループ名	会場
1	磐田	見付	地脇町	地脇町いこいの会	地脇町公会堂
2	磐田	見付	天王町	海戸ふれあいクラブ	天王町公会堂
3	磐田	見付	権現町	権現町なごみ会	権現町公会堂
4	磐田	見付	西坂町	西坂町いきいき竹虎会	西坂会館
5	磐田	見付	幸町	幸町お楽しみ会	幸町会館
6	磐田	見付	富士見町	富士見町いきいきサロン	富士見町会館
7	磐田	見付	河原町	河原町たっちゃんの家	河原町町民会館
8	磐田	見付	水堀	水堀ふれあいサロン	水堀会館
9	磐田	見付	美登里町	美登里町いきいきサロン むつみ会	美登里町公会堂老人憩いの家
10	磐田	見付	二番町	すこやか会（二番町）	見付交流センター
11	磐田	見付	住吉町	住吉町ひまわり会	住吉町公会堂
12	磐田	見付	元宮町	元宮ふれあいサロン	元宮町公会堂
13	磐田	中泉	中町	中町ふれあいサロン	中町公会堂
14	磐田	中泉	桜ヶ丘	桜助の会	桜ヶ丘公民館
15	磐田	中泉	大泉町	大泉町あしの会	大泉町自治会館
16	磐田	中泉	二之宮4丁目	二之宮四丁目リフレッシュの会	二之宮4丁目公会堂
17	磐田	中泉	久保町	久保サロン	久保町公民館
18	磐田	中泉	二之宮宮本	宮本いきいきサロン	二之宮宮本公会堂
19	磐田	中泉	旭ヶ丘	あさひ会	旭ヶ丘公民館
20	磐田	中泉	栄町	栄町燦燦会	栄町公民館
21	磐田	中泉	中央町	中央町いきいきサロン	中央町自治会館
22	磐田	中泉	本町	本町いきいきサロン	本町公会堂
23	磐田	中泉	七軒町	いきいきサロン笑和会	七軒町集会所
24	磐田	中泉	二之宮3丁目	二之宮3丁目いきいきサロン	二之宮老人憩いの家
25	磐田	中泉	泉町	泉サロン	泉町公民館
26	磐田	中泉	西町	西町いきいきサロン	西町公会堂
27	磐田	中泉	京見塚	京見塚いきいきサロン	ふれあい交流センター
28	磐田	中泉	坂上町	坂上町ユアアイサロン	坂上町公民館
29	磐田	中泉	田町	田町友遊サロン	田町公会堂
30	磐田	中泉	鳥之瀬	さわやかサロン鳥之瀬	鳥之瀬集会所
31	磐田	中泉	一言南原	一言南原サロン	一言南原集会所
32	磐田	中泉	御殿	御殿ふれあいサロン	御殿あおい会館
33	磐田	天竜	千手堂	ふれ愛サロン千手堂	千手堂公民館
34	磐田	天竜	北島	北島ふれあいサロン	北島老人憩いの家
35	磐田	天竜	上岡田	上岡田みのりの会	上岡田公会堂
36	磐田	天竜	豊島	豊島いきいきサロン	豊島公民館・老人憩いの家
37	磐田	天竜	天龍	天龍いきいきサロン	天龍公会堂
38	磐田	天竜	下岡田	下岡田お地蔵様の会いきいきサロン	下岡田公民館

No.	地区		自治会名	グループ名	会場
39	磐田	天竜	万正寺	万正寺いきいきサロン	万正寺公民館
40	磐田	天竜	中野	中野ふれあいサロン	中野公民館
41	磐田	天竜	中野団地	ふれあいサロン「憩いの家」	中野団地公会堂
42	磐田	天竜	上大之郷	上大之郷いきいきサロン	上大之郷老人憩いの家
43	磐田	長野	小島	小島ふれあいサロン	小島公会堂
44	磐田	長野	長須賀	長須賀なかよし会	厚生会館
45	磐田	長野	前野	前野ふれあいサロン	前野公会堂
46	磐田	長野	草崎	草崎なかよしサロン	草崎公会堂
47	磐田	長野	白拍子	白拍子ふれあいサロン	白拍子老人憩いの家
48	磐田	長野	鮫島	鮫島ふれあいサロン	鮫島公民館
49	磐田	長野	新島	新島ふれあいサロン	新島上・下老人憩いの家
50	磐田	長野	刑部島	刑部島ちよっくらサロン	刑部島老人憩いの家
51	磐田	長野	野箱	野箱ふれあいサロン	野箱公会堂
52	磐田	於保	下大之郷	下大之郷なかよしサロン	下大之郷公会堂
53	磐田	於保	大和田	大和田クローバー	大和田公会堂
54	磐田	於保	中大原	中大原サロン ちよっくら	中大原公会堂
55	磐田	於保	上大原	サロンすみれ	上大原公会堂
56	磐田	向笠	向笠新屋原	新屋原サロン	新屋原公会堂
57	磐田	向笠	向笠西原	西原ひまわり会	西原老人憩いの家
58	磐田	向笠	向笠竹之内原	竹寿会	向笠竹之内原公会堂
59	磐田	向笠	岩井原	岩井原ふれあいサロン	岩井原公会堂
60	磐田	岩田	寺谷以上	寺谷以上サロン	寺谷以上公会堂
61	磐田	岩田	匂坂中上	なかかみサロン	匂坂中上公会堂
62	磐田	岩田	匂坂新	匂坂新地区サロン	匂坂新公会堂
63	磐田	岩田	寺谷以下	以下ふれあいサロン	寺谷以下公会堂
64	磐田	岩田	匂坂上	匂坂上サロン	匂坂上公会堂
65	磐田	岩田	匂坂上原	匂坂上原サロン	匂坂上原公会堂
66	磐田	岩田	匂坂中下	匂坂中下サロン	匂坂中下公会堂
67	磐田	西貝	城之崎	城之崎ふれあいサロン	城之崎公会堂
68	磐田	西貝	安久路	ふれあいサロンあくろ	安久路公会堂
69	磐田	西貝	西之島	西之島あいあい会	西之島公会堂
70	磐田	西貝	西貝塚	西貝塚ふれあいいいきいきサロン ゆうゆう	西貝塚公会堂
71	磐田	御厨	長江	長江ほっとサロン	長江公民館
72	磐田	御厨	新貝	新貝ふれあいサロン	新貝公会堂
73	磐田	御厨	稗原	稗原サロン	稗原老人憩いの家
74	磐田	南御厨	東新町	ふれあいサロン常和会	東部コミュニティ会館
75	磐田	南御厨	和口	ふれあいサロン和楽の会	和口公会堂
76	磐田	南御厨	大立野	大立野わかば会	大立野公会堂
77	磐田	南御厨	新出・東脇	新出・東脇ふれあいサロン「きらり」	新出公会堂
78	磐田	南御厨	東新町	東新町うたごえ喫茶	東部コミュニティ会館

No.	地 区		自治会名	グループ名	会 場
79	磐田	田原	東部台	東部台日向ぼっこ	東部台公会堂
80	磐田	田原	西島	くすの木サロン	西島公会堂
81	福田	豊浜	大島	大島ふれあいサロン	豊浜交流センター
82	福田	豊浜	小島方	小島方ふれあいサロン	小島方公民館
83	福田	豊浜	雁代	雁代ふれあいサロン	雁代公民館
84	福田	豊浜	豊浜中野	豊浜中野サロン	豊浜中野公民館
85	福田	西部	大原	大原ふれあいサロン	大原公民館
86	福田	西部	大原新町	「歌声喫茶」ふれあいサロン	大原新町集会所
87	福田	西部	一色	一色ふれあいサロン	一色公民館
88	福田	福田中	12番組	本町ふれあいサロン	本町公民館
89	福田	福田中	下太	下太ふれあいサロン	下太公民館
90	福田	福田中	昭和組	昭和組ふれあいサロン	昭和組公民館
91	福田	福田中	6の3番組	むつみサロン	6-3公民館
92	福田	福田中	14番組	しゃべり場14	14番組公民館
93	福田	福田中	14番北	だるま会	14番北組公民館
94	福田	北部	東小島	東小島お茶のみ会	東小島公民館
95	福田	北部	南島	ウィズ南島サロン	農環センター
96	竜洋	西	掛塚横町	掛塚横町いきいきサロン	横町公会堂
97	竜洋	西	西堀	西堀いきいきサロン	西堀公会堂
98	竜洋	西	野崎	のさきサロン	野崎公会堂
99	竜洋	西	敷地	敷地茶話会	敷地公民館
100	竜洋	西	金洗	金洗元気クラブ	金洗公会堂
101	竜洋	北	竜洋中島	竜洋中島ふれあいサロン	竜洋中島公民館
102	竜洋	北	あおば	あおばいきいきサロン	あおば会館
103	竜洋	東	西平松	西平松サロン なかよし学園	西平松公民館
104	竜洋	東	大中瀬	大中瀬ふれあいサロン	大中瀬公民館
105	豊田	富岡	中野戸	中野戸なかよしサロン	中野戸公会堂
106	豊田	富岡	匂坂下	匂坂下なかよしサロン	匂坂下公会堂
107	豊田	富岡	加茂東	加茂東らく楽サロン	豊田 ゆやの里
108	豊田	豊田東	富丘広野	広野なかよしサロン	広野公会堂
109	豊田	豊田東	東原東	東原東なかよしサロン	東原東公会堂
110	豊田	豊田東	東原西	東原西なかよしサロン	東原西公会堂
111	豊田	豊田東	原新田	原新田ゆうゆう会	原新田新興館
112	豊田	豊田東	富丘下原	下原おきらくサロン	下原公会堂
113	豊田	池田	池田上	池田上なかよしサロン	池田上自治会館
114	豊田	池田	池田藤美	ふじみサロン	池田藤美集会所
115	豊田	池田	池田中	池田中ふれあいサロン	池田中自治会館
116	豊田	池田	池田南	池田南ふれあいサロン	池田南自治会館
117	豊田	井通	一言里	一言里なかよしサロン	一言里公会堂 消防コミュニティセンター

No.	地区		自治会名	グループ名	会場
118	豊田	井通	上新屋	上新屋なかよしサロン	上新屋公会堂
119	豊田	井通	小立野	小立野なかよしサロン	小立野公会堂
120	豊田	井通	長森	長森なかよしサロン	長森公民館
121	豊田	井通	豊田西之島	豊田西之島ふれあいサロン	豊田西之島公民館
122	豊田	井通	森下	いきいきサロン森下	森下自治会館
123	豊田	井通	弥藤太島	弥藤太島なかよしサロン	弥藤太島公会堂
124	豊田	井通	源平新田	源平新田おたのしみ会	源平新田公民館
125	豊田	井通	一言エクレール	サロン『エクレール』	エクレール磐田集会室
126	豊田	井通	一言北原	一言北原サロン「あしたばの会」	一言北原公会堂
127	豊田	青城	下本郷	下本郷なかよしサロン	下本郷公民館
128	豊田	青城	気子島	なかよしサロン気子島	気子島公民館
129	豊田	青城	中田	中田なかよしサロン	中田公民館
130	豊田	青城	立野	ふれあいサロン立野	立野公会堂
131	豊田	青城	宮之一色	一色サロン	宮之一色公民館
132	豊田	青城	森本	森本ふれあいサロン	森本上組・下組公会堂
133	豊田	青城	ジェイハイム豊田立野	ジェイハイム豊田立野ふれあいサロン	ジェイハイム豊田立野集会室
134	豊田	青城	海老塚	サロン銀杏の郷	海老塚公民館
135	豊田	青城	赤池	赤池ふれあいサロン	赤池公民館
136	豊岡	北	本村	本村いきいきサロン	本村公会堂
137	豊岡	北	太郎馬	太郎馬いきいきサロンなごやか会	太郎馬公会堂
138	豊岡	北	川原	川原中高年「絆」悠遊サロン	川原区公会堂、梅香の里
139	豊岡	北	新開	新開おたのしみサロン	新開公会堂
140	豊岡	北	田川	田川ふれあいサロン	田川公会堂
141	豊岡	北	大楽地	大楽地ふれあいサロン	大楽地公会堂
142	豊岡	南	上神増	上神増ふれあいサロン	上神増公会堂
143	豊岡	南	下神増	下神増ふれあいサロン	下神増公会堂
144	豊岡	南	壱貫地	壱貫地ふれあいサロン	壱貫地公会堂

(2) はじめよう！「子育てサロン」

核家族化、近所とのつながりの希薄化などにより、子育てへの負担感や不安感は増大しています。子育ての先輩や理解者、同じ子を持つ親同士が集り、悩みを打ちあけたり、情報を交換したり、仲間づくりを行うことができる場が必要です。



1 子育てサロンのススメ

◇見よう見まねで子育てができる場 親子で成長できる場

気軽に無理なく、自由に集える場所です。地域の頼れる人や仲間、場所をつくることで育児ノイローゼや虐待等の問題を防ぐとともに、親の子育て力UPにつながります。また、子ども同士の交流により、成長期に必要な遊びや社会性を学ぶ場でもあります。

2 子育てサロンとは

内容は、遊びを通じた仲間づくり、育児相談や情報交換です。地域の特色を生かして、関係者や参加者の声を聞きながら展開していくことが望ましいです。

◇ 参加費や申込みについて

気軽に参加できることがサロンの良さです。参加費は無料やおやつ代程度が理想です。申込みは、自由参加としているサロンが多いです。人数把握のため、登録制をとっているサロンもあります。サロン内でルールを決めておくことが望ましいです。

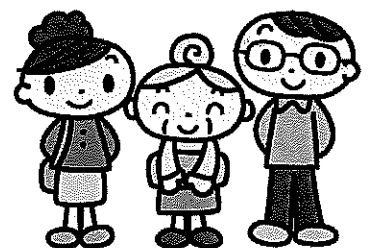
◇ 開催頻度や会場は？

月1回以上の開催をお願いしています。毎月第〇週△曜日などと決めておくことで、参加者に周知しやすくなります。会場は公会堂や集会場など、地域の実情に併せて、集まりやすい会場を選ぶことをお勧めします。

◇ 活動の担い手 地域活動に関わるみんなが担い手！

【担い手・サポートメンバー】

子育て中の当事者、主任児童委員、民生委員児童委員
福祉委員、ボランティア、地区社協、地域住民、市社協、行政
NPO法人、保育関係者（保育士や幼稚園教諭の経験者や
子育て支援センター職員）等

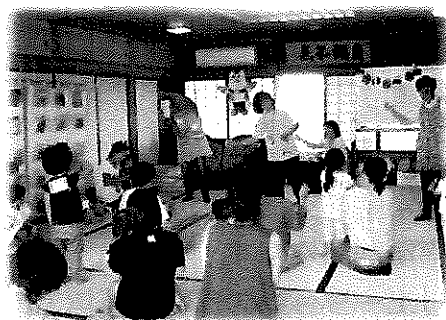


3 社会福祉協議会では

- ・ボランティア活動保険、サロン参加者傷害保険の掛金を支援します。
- ・原則毎月開催のサロンを対象とした活動費助成事業があります。
- ・子育て支援員がサロンからの要請に応じ、レクリエーションの提供や運営上の相談に応じます。また新規サロンの立ち上げ相談にも応じます。

子育てサロン登録団体一覧

No.	団体名	地区	活動日	会場	対象
1	子育てサークル エンゼルクラブ		月2回 水曜日	竜洋交流センター	未就学児
2	いずみっこ	中泉	第4火曜日	中泉交流センターほか	未就学児
3	ふじみキッズ	見付	第4木曜日	富士見町会館	未就学児
4	みつけキッズ	見付	第2木曜日	見付交流センター	未就学児
5	ほっとポケット	田原	第1・3木曜日	田原交流センター	未就学児
6	御厨地区社協 うさぎっ子	御厨	第2金曜日	御厨交流センター	未就学児
7	西貝子育てサロン ふわふわ	西貝	第4水曜日	西貝交流センター	未就学児
8	まつぼっくり	豊田東	毎週水曜日	豊田東交流センター	学童
9	たんぽぽ	豊田東	毎週金曜日	豊田東交流センター	未就学児
10	南地区子育てサロン わんわん	南	第4木曜日	南交流センター	未就園児
11	元宮キッズ	見付	年3回	元宮公会堂	未就学児
12	長野っ子サロン	長野	年3回	磐田市厚生会館	未就学児
13	子育てサークル きらきら星		月1回 火曜日	富岡交流センター	未就学児
14	ふくで子育てサロン “あいうえお”	福田	第3金曜日	福田中央交流センター	未就学児
15	いっちゃん広場	今之浦	年5回	今之浦記念館	未就学児
16	向笠地区社協 ごんげんキッズ	向笠	年7回 第3水曜日	向笠交流センター	未就学児
17	大藤こすもす	大藤	年7回 第3水曜日	大藤交流センター	未就学児
18	青城まちづくり協議会福祉部 青城っこ広場	青城	奇数月 第2火曜日	青城交流センター	未就学児
19	いさだキッズ	竜洋	年3回	竜洋体育館	未就学児
20	いどおりっこ広場	井通	偶数月 第2水曜日	井通交流センター 豊田福祉センター	未就学児



子どもだけでなく、大人だって楽しい！
みんなで歌って踊って、思いっきり遊べる。
子育てサロンは、みんなが笑顔になれる場所。
地域のおじちゃん、おばちゃんが待ってるよ～

写真：御厨地区うさぎっこ

(3) 「居場所」に行けば笑顔に会える

誰もが孤立せず、地域で生き生きと暮らし続けるために重要なのが「社会参加」です。「居場所」は、年齢や障がいの有無にかかわらずいつでも誰でも自由に過ごせる垣根のない社会参加の場です。市内ではさまざまなスタイルの居場所づくりが各地で進められています。



1 居場所による効果

◇人がつながる「居場所」の必要性

- ・いろいろな人とふれあうことにより孤独感が消され、閉じこもりの防止に繋がる。
- ・仲間づくりの場となり、日常での支え合いの輪が広がる。
- ・情報交換の場となり、生活に役立つ情報が手に入る。
- ・地域交流、異世代交流の場なり、世代を超えてふれあうことができる。 など

2 地域の居場所づくり活動とは

◇地域の「居場所」ってこんなところ！人と人との出会い・つながり・支え合いが生まれます。

いつでも	いつ来てもいい、いつ帰ってもいい
だれでも	高齢者でも、子どもでも、障がいを持つ方でも、誰でも利用可能 ※高齢者等、想定される対象者はあっても、それ以外の人を排除しない。
自由に	特別なプログラムがなく、自由に過ごすことができる ※プログラムやイベントがあっても、参加してもしなくてもいい。

◇どんな場所を使って行われているの？ 活用方法は？

形式	特徴
借家型	賃貸不動産の空き店舗などを活用した方法。以前から「居場所」を開設している人に多い方法。
自治会館 利用型	自治会の公会堂等を利用した方法。家賃がかからず、比較的容易に始められる。最近開設数が増加している。
施設併設型	社会福祉施設などの一角を利用する方法。社会福祉法人の地域貢献の一つとして、増加が期待される。
自宅開放型	自宅の一部や自身が所有している建物を開放する方法。自由が利くので、比較的気軽に取り組むことができる。

「居場所」の活用方法は人によってさまざまです。「居場所」の特色もさまざまです。みなさんに合った「居場所」の活用方法をぜひ探してみてください。

- 自由に過ごしたい ○一休みしたい ○誰かとおしゃべりしたい
○仲間と趣味に興じたい ○食事をみんなで食べたい など

3 市内の事例紹介(活動の一例です)

見付宿いっぱく処

見付本通りの店舗で 9:30~16:30 開所している地域の憩いの場です。(土日祝日休み)

惣菜・弁当・菓子等の販売を行っており、第1水・第4金曜日のお昼には高齢者対象の「シルバー食堂」、第3土曜日のお昼には

親子を対象とした「子ども食堂」が開催されています。



楽多クラブ

西貝保育園の多目的ルームを借りて、毎週水曜日 13:30~15:30 開所しています。

(祝日休み)

お茶・コーヒーセットがあり、どなたでも気軽に立ち寄り、おしゃべりが出来る場となっています。



3世代ぷらっと

田原交流センターや地区内の公会堂を活用し、毎月1回 10:00~15:00 開所しています。

赤ちゃんからお年寄りまでそれぞれが自由に過ごすことができる場です。みんなで一緒に集い、その場にいる人ができること、やりたいことを気楽に行い楽しいひと時を過ごしています。



ひまわりの郷

竜洋にあるひまわり薬局隣の建物を使用し、月~木・土曜日 10:00~16:00 開所しています。(金日祝日休み)

コーヒー・抹茶セット・うどん・地場産野菜の販売があるコミュニティカフェです。カラオケや卓球、将棋等ができる場所もあり、仲間作りをすることもできます。



4 市社会福祉協議会では

市社協では、以下の支援を行っています。お気軽にご相談ください。

◇「居場所」に行きたい

市内外で行われている「居場所」をご紹介します。

(磐田市内では、準備中のところも含めて約 10カ所の「居場所」があります。)

◇「居場所」をつくりたい

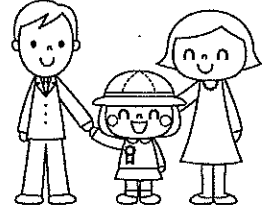
地域で「居場所」をつくりたいという方への相談や情報提供をいたします。

(研修会のご案内、助成団体の情報提供、立上げに関する相談支援 など)

(1) 地域福祉活動を進める「地区社協等」

① 地域福祉とは

地域福祉は、社会福祉法第1条で、「地域における社会福祉」と定義されています。また、同法第4条では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と定義しています。



近年、人口減少、少子高齢化、核家族化の進展など、社会環境が大きく変化しています。高齢者や子育て世代、障がい者など、何らかの生活支援が必要な方々に加え、認知症や知的・精神の障がいなどにより意思決定に支援が必要な方や、生活に困窮されている方の自立生活支援など、新たな課題への取り組みも求められています。

このような課題を解決するためには、行政や社会福祉協議会、福祉関係事業者などによる福祉サービスの充実が求められますが、同時に、個々人が他人事ではなく、「我が事」として課題を受け止め、家族や近所との温かな絆を築きながら、地域社会の一員として活動することも求められます。

人と人、人と資源が世代や分野を超え、「自助、互助、共助、公助」の連動によって「丸ごと」つながり、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、「共に生きる」地域社会づくりを進めていくことが大切です。

自助とは … 自分自身の介護予防や健康維持などの取り組み
互助とは … 家族や近隣・ボランティアなどにより「お互い助け合う」こと
共助とは … 社会保険や介護保険など制度化された「共に助け合う」仕組み
公助とは … 自助、互助、共助でも対応が困難な条項に対する行政による支援
法律などに基づく行政施策による「公的な支援」のこと

磐田市では、「地域共生社会の実現」を念頭に置き、平成30年度から5年間の地域福祉推進方針を示す、第3次地域福祉（活動）計画を策定し、実行に移しています。

【第3次地域福祉（活動）計画の基本理念】

やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり ～地域共生社会の実現～
基本目標1 地域福祉を担う人材の育成
基本目標2 ふれあい、支え合い、助け合いの仕組みづくり
基本目標3 自立した生活が送れる支援体制づくり



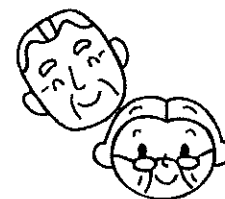
② 地区社協等とは

磐田市では、地域住民の主体的な参画により、身の回りの生活課題について協議し、課題解決のために活動する任意組織として、平成9年設置の岩田地区を皮切りに、平成25年度までに概ね小～中学校区単位の全20地区にて「地区社会福祉協議会（通称：地区社協）」が設置され、住民の力で運営されてきました。

平成26年度より、住民組織の再編のため、市が交流センター単位で「地域づくり協議会」の設置を推進しました。これにあわせて従来の地区社協は、地域づくり協議会の福祉部会等として再編され、より多くの人々の理解と参画を得ながら地域課題に合わせた福祉活動を行うようになってきています。

【地区社協等の主な活動内容】

- ア. 小地域見守りネットワーク活動
配食サービス、救急医療情報キット配布とメンテナンス、地域せいかつ応援倶楽部 等
- イ. 地域交流・ふれあい・介護予防活動
高齢者サロン、子育てサロン、高齢者の集い、健康体操教室、ふれあい広場、納涼祭、餅つき体験会、節分フェスティバル 等
- ウ. 広報・啓発活動
地域福祉講演会、視察研修 等
- エ. 健康・福祉講座
福祉体験講座、認知症サポーター養成講座、子育て支援講座 等
- オ. 福祉課題の把握と課題解決
地域福祉懇談会、福祉ニーズを把握するためのアンケート調査 等
- カ. 自治会、地域づくり協議会、市社協、地域包括支援センター等との連携



③ 地区社協等の活動と福祉委員の位置づけ

福祉委員会は、地区社協等の構成団体であり、運営の中核として位置づけられます。地区社協等が行う活動（見守り活動、高齢者サロン、子育てサロン、世代間交流活動等）の担い手にもなります。

【参考】市内の地区社協等（令和2年3月末現在）

No.	地区社協名称	No.	地区社協名称
1	岩田地区社会福祉協議会	11	今之浦地区まちづくり協議会
2	向笠地区社会福祉協議会	12	井通地区社会福祉協議会
3	大藤地区社会福祉協議会	13	見付地区社会福祉協議会
4	田原地区社会福祉協議会	14	中泉地区地域づくり協議会福祉部会（地区社協）
5	長野地区社会福祉協議会	15	青城まちづくり協議会福祉部会
6	南地区社会福祉協議会	16	富岡地区社会福祉協議会
7	西貝地区地域づくり協議会福祉部	17	豊岡地区社会福祉協議会
8	御厨地区地域づくり協議会福祉部	18	福田地区社会福祉協議会
9	豊田東地区社会福祉協議会	19	竜洋地区社会福祉協議会
10	南御厨地区社会福祉協議会	20	池田地区社会福祉協議会

(2) 磐田市の“生活支援コーディネーター”

生活支援コーディネーターとは

国が定める生活支援体制整備事業の一環として配置された「地域の支え合い推進員」です。
住民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、皆さんと一緒に考えながら、新しい地域資源（サービス・場所・人材）を創り出すお手伝いをします！

コーディネーターの役割

●地域資源開発

- ・地域に不足するサービスを創り出す
- ・社会参加の場の確保
- ・ボランティア人材の養成

●ネットワーク構築

- ・関係者の情報共有
- ・地域で活躍している団体や専門機関の連携体制づくり等

●困りごとと

取り組みをつなぐ

- ・地域で聞こえる困りごとを集約
- ・地域資源や活動を、必要な人につなぐ等

▶ 第1層コーディネーター

磐田市で1名（市社協職員）

市内全域をエリアとして活動しています！

▶ 第2層コーディネーター

磐田市で10名（市社協職員）

地区圏域をエリアとして活動しています！

2019
年度

ふじのくに壮年熟期活躍プロジェクト
セカンドライフセミナーin 豊岡・竜洋

【社会参加促進講座の開催】 ★ 2019年度は、豊岡東・竜洋交流センターと協働で開催(^^) / セカンドライフを楽しみながら、社会参加を模索！！出会いを活かしチャンスをつかむ！



セミナーの様子（豊岡東交流センター）



セミナーの様子（竜洋交流センター）

(3) せいかつ応援倶楽部

生活支援サービス

せいかつ応援倶楽部の
取り組みが、健康寿命を
のぼそうアワード
厚生労働大臣優秀賞を
受賞しました。

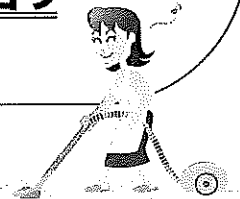
会員登録

せいかつ応援倶楽部

せいかつ応援倶楽部とは...

在宅福祉の充実と地域コミュニティの進展を図るために、
地域住民が主体となって実施する住民参加型生活支援事業です。
介護保険制度や障がい者自立支援制度などの公的サービスでは
対応できない「ちょっとした困りごと」を地域で助け合い支え合う
事業です。

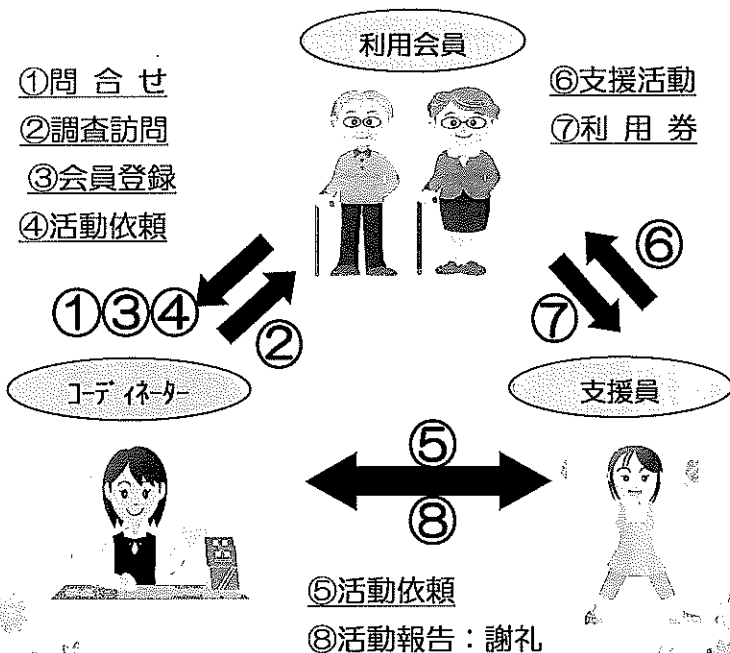
◎ 地域の支え合い活動に賛同し、温かい気持ちで活動して頂ける
多くの地域支援員さんにご協力を頂いています。



せいかつ応援倶楽部 概要

☆支援内容（一例）☆

部屋の掃除 衣類整理 衣類洗濯
季節の片付け 買物代行・同行 話し相手
病院への付き添い パソコン指導 草取り
ペットの世話等 ご相談ください。
※他制度優先です。



地区社協主体の

“地域せいかつ応援倶楽部”（R2.4 現在）

- ・豊岡せいかつ応援倶楽部
- ・長野せいかつ応援クラブ
- ・南せいかつ応援クラブ
- ・ふくでせいかつ応援倶楽部
- ・池田せいかつ応援クラブ
- ・竜洋せいかつ応援クラブ
- ・みくりや生活応援倶楽部
- ・見付せいかつ応援くらぶ

★8地区で事業展開中！！

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会福祉委員設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)は、地域福祉を推進するため、福祉委員を設置する。

(選任)

第2条 福祉委員は、自治会長が選任する。

2 前項により選任された福祉委員に対し、本会の会長名で身分証明書を発行する。

3 福祉委員は、自治会所属の委員とする。

(選任基準)

第3条 福祉委員は、自治会単位を基本に概ね100世帯に1人選任する。自治会の世帯数が100世帯未満の場合は1人選任する。

(任期)

第4条 福祉委員の任期は、2年(4月1日を始期とする)を基本とし、再任されることができる。ただし、任期中に交代する場合は、前任者の残任期間を引き継ぐものとする。

(活動)

第5条 福祉委員は、自治会、地域づくり協議会福祉部会又は地区社会福祉協議会(以下「地区社協等」という)、民生委員・児童委員、地域ボランティア等と連携し、次に掲げる活動を行う。

- (1) 一人暮らし高齢者等の見守り
- (2) 高齢者サロンの運営協力
- (3) 地域内の福祉課題等の把握と必要な情報提供
- (4) 地区社協等の活動への参加、協力
- (5) 地域福祉に関する研修
- (6) その他目的達成のための活動

(地区福祉委員会の開催)

第6条 福祉委員活動の活性化を図るため、各地区社協等の福祉委員で構成する地区福祉委員会を開催する。

2 地区福祉委員会には、第5条に掲げる関係委員等に出席を求めることができるものとする。

3 地区福祉委員会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 研修会等の実施
- (2) 地域福祉活動の情報共有と情報提供
- (3) 地区社協等との連絡調整
- (4) その他福祉委員活動に資する事業

4 地区福祉委員会に会長、副会長を置く。

5 地区福祉委員会の活動に必要な経費は、本会より地区社協等に交付する助成金を充てることができる。その取扱いについては、各地区社協等が定めるものとする。

(秘密保持)

第7条 福祉委員は、活動中に知り得た個人および世帯の情報を、当事者の許可なく関係者以外にもらしてはならない。委員を退いた後においても同様とする。

(補償)

第8条 福祉委員活動中の事故等には、加入するボランティア保険の範囲内で補償する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

磐田市福祉委員会連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 磐田市内に設置されている地区福祉委員会（以下「福祉委員会」という。）の連絡調整及び活動支援を行うため、磐田市福祉委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「地区福祉委員会」とは、地域づくり協議会福祉部会又は地区社会福祉協議会（以下「地区社協等」という）の単位に設置された福祉委員の組織をいう。

(事務所の所在地)

第3条 協議会の事務所は、磐田市国府台57番地7の社会福祉法人磐田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に置く。

(所掌事務)

第4条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉委員会の連絡調整、情報提供に関すること。
- (2) 福祉委員会活動の支援に関すること。
- (3) 福祉委員会活動の調査研究に関すること。
- (4) 研修会の開催に関すること
- (5) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、各福祉委員会の会長をもって組織する。

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第6条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 協議会に顧問2人を置く。

- 2 顧問は、磐田市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）及び磐田市地区社協等連絡協議会からそれぞれ1人推薦された者をもって充てる。
- 3 顧問は、協議会の会議に出席し、運営について助言する。
- 4 顧問の任期については、役員任期に準ずる。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、研修会等を含め年3回程度開催する。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議には、必要に応じ他の福祉委員会関係者を出席させることができる。

5 会議の議事は、全会一致を原則とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、本会地域福祉課で処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月6日から施行する。

(任期の特例)

2 最初の委員及び役員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

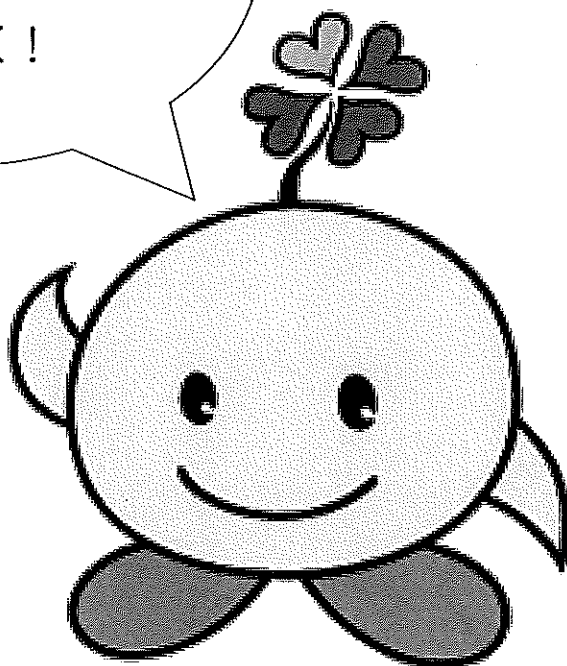
附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

社協マスコットの
「ふくぴー」です。
よろしく！



社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会

磐田市社協ホームページ

<http://www.iwatashakyo.or.jp/>

〒438-0077 磐田市国府台 57 番地 7

^{あい}i プラザ (磐田市総合健康福祉会館) 1 階

電 話 0538-37-9617 (地域福祉グループ)

F A X 0538-37-4866

